

一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程《慶弔規定（役員等・事務職員）》

第1条〔目的〕

本規定は、一般社団法人三重県サッカー協会(以下「本協会」という。)の慶弔にかかる供物等について定めるものとする。

第2条〔対象および供物等〕

本規定の、慶弔にかかる対象および供物等は、原則として下記別表1とする。

第3条〔改正〕

規定の改正は、理事会の議決により行うものとする。

第4条〔その他〕

1. 本人・家族からの辞退等の申し出があれば優先する。
2. 協会内の委員会からの供物等については、これを定めない。

【付 則】

本規程は、平成18年4月1日より施行する。

本規程は、平成21年4月1日より施行する。

本規程は、令和4年11月30日より施行する。

別表1

種類 対象	結婚祝金 (本人)	出産祝金 (本人 配偶者)	死亡弔慰金(本人)			死亡弔慰金(*家族)		
			香典	弔電	供花	香典	弔電	供花
理事・監事	5千円	5千円	1万円	○	○	5千円	○	○
支部代表 委員長	—	—	5千円	○	○	—	○	—
事務局 (正職員)	5千円	5千円	1万円	○	○	5千円	○	○
事務局 (パート職員)	—	—	5千円	○	○	—	○	—
その他	・専務理事の判断による ・本人の申し出による							

*家族とは、配偶者、子供、実父、実母とする。